様式第２号(第１０条関係)

一般競争入札・抽選参加申込書

令和７年７月　　日

加須市長　　　　　　　　　様

申込者 住所（所在地）

　　 氏名（名称、代表者氏名）

* 押印は実印とする　　　　　　 　　　　　　㊞

電話番号

　加須市普通財産売払事務取扱要領第１０条の規定により、加須市所有の土地の売払いの一般競争入札・抽選に参加したいので、次のとおり申し込みます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 売払物件の所在地 | | □R7-1（加須市花崎字江橋３８８番１外１筆）  □R7-2（加須市騎西字町並１１５１番３外２筆）  ※参加する物件に☑してください。 | | |
| 地目又は用途 | |  | 地積又は床面積（㎡） |  |
| 入札保証金の額 | | R7-1（加須市花崎字江橋３８８番１外１筆）  　　　　　　　　　　　　　円  R7-2（加須市騎西字町並１１５１番３外２筆）  　　　　　　　　　　　　　円  **入札金額の１００分の５以上。これに満たない場合は失格となります。** | | |
| 受付年月日 | | ※ | 受付番号 | ※ |
| ※印の欄は記入しないでください。 | | | | |
| 添付書類   * 法人の場合は、登記事項証明書、印鑑証明書　 　・誓約書（様式第４号） * 個人の場合は、住民票、印鑑登録証明書　　 　　・その他市長が必要と認める書類及び図面 * 国税の納税証明書及び本市の市税に係る完納証明書（※） * 個人情報等の確認に係る同意書（様式第３号）（※）   ※個人情報等の確認に係る同意書を提出する場合は、本市の市税に係る完納証明書の添付を省略することができます。 | | | | |
|  | | | | |
| 入札・抽選参加申込受付票  令和７年７月　　日 | | | | |
| 受付番号 |  | | | |
| 注意事項 | ・入札（抽選）日に確認のため本受付票を御持参ください。  ・紛失された場合の再交付はしませんので大切に保管してください。 | | | |

様式第３号（第１０条、第１６条、第１７条関係）

個人情報等の確認に係る同意書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和７年７月　　日

　加須市長　　様

　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（名称、代表者氏名）

* 押印は実印とする　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　代理人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　 　　　　　　　　　㊞

　加須市普通財産売払申込に当たり、私（申請者）は、市が次の個人情報（法人の場合は当市における納税情報）を確認することについて同意します。

確認をする個人情報等の種類

　１　納期の到来した市税（国民健康保険税を含む。）の納付状況

市記入欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認内容 | | 確認者印 | 備考 |
| 納期の到来した市税（国民健康保険税を含む。）の納付状況 | 滞納なし　・　滞納あり |  |  |

様式第４号（第１０条、第１７条関係）

**誓　　　約　　　書**

　加須市普通財産売払事務取扱要領第１０条（又は第１７条）に規定する一般競争入札（又は抽選）について、市が関係法令及び同要領の規定に基づき執行する入札（又は抽選）の手続きを遵守し、入札（又は抽選）結果及びその後の契約内容等には、一切異議を申し立てません。

　参加に当たり、加須市普通財産売払事務取扱要領第１２条に規定する参加資格を有しない者には該当しておりません。万が一、規定する事項に該当するに至った場合は、当該入札（又は抽選）への参加資格がないとする市の決定に異存はありません。

　また、当該入札の落札者（又は抽選の当選者）に決定した場合は、市の指示に従い、速やかに契約等の手続を履行するとともに、自らの契約の不履行や遅滞等に起因して行われる市の処分には、一切異議を申し立てません。

　以上誓約します。

令和７年７月　　日

加須市長　　　　　　様

住所（所在地）

氏名（名称、代表者氏名）

　　　　　　　※押印は実印とする　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第５号（第１１条関係）

**入札保証金還付請求書**

　令和７年７月２８日執行の市有地の一般競争入札に係る入札保証金の還付について、加須市普通財産売払事務取扱要領第１１条第２項の規定に基づき請求します。

１　請求額　　金　　　　　　　　　　　円

２　売払物件の所在地　　□R7-1（加須市花崎字江橋３８８番１外１筆）

□R7-2（加須市騎西字町並１１５１番３外２筆）

３　指定口座

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ |  | |
| 口座名義人 |  | |
| 金融機関 | 銀行  金庫  信用組合  農業協同組合 | 本店  支店 |
| 預金種目 | 普　通　・　当　座 | |
| 口座番号 |  | |

* 金融機関、預金種目については、該当するものを○で囲んでください。

令和７年７月２８日

加須市長　　　　　　　様

請求者　住所（所在地）

　　　　　　　　　　氏名（名称、代表者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第６号（第１３条関係）

**入　　　札　　　書**

**（R７-１加須市花崎字江橋３８８番１外１筆）**

　加須市長　　　　　　　　　　様

入札者　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　氏名（名称、代表者氏名）

* 押印は実印とする　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

代理人　　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　㊞

　公告の内容、関係法令、加須市の関係例規及び市有地の売払い一般競争入札実施要領を遵守の上、次のとおり入札をします。

１　売払物件　　　　R７－１（加須市花崎字江橋３８８番１外１筆）

２　入札金額　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（注意事項）

　１　金額は算用数字により記入すること。

　２　代理人による入札をするときは、参加申込者（委任者）の住所、氏名等を入札者欄に記入し、代理人の住所、氏名を代理人欄に記入してください。押印については入札者欄には押印せず、代理者欄は委任状と同じ印鑑により押印してください。

様式第６号（第１３条関係）

**入　　　札　　　書**

**（R７－２加須市騎西字町並１１５１番３外２筆）**

　加須市長　　　　　　　　　　様

入札者　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　氏名（名称、代表者氏名）

* 押印は実印とする　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

代理人　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　㊞

　公告の内容、関係法令、加須市の関係例規及び市有地の売払い一般競争入札実施要領を遵守の上、次のとおり入札をします。

１　売払物件　　　　R７－２（加須市騎西字町並１１５１番３外２筆）

２　入札金額　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（注意事項）

　１　金額は算用数字により記入すること。

　２　代理人による入札をするときは、参加申込者（委任者）の住所、氏名等を入札者欄に記入し、代理人の住所、氏名を代理人欄に記入してください。押印については入札者欄には押印せず、代理者欄は委任状と同じ印鑑により押印してください。

様式第７号（第１３条関係）

**委　　　任　　　状**

代理人　　　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　私は上記の者を代理人と定め、次の土地の売払いに関する入札の一切の権限を委任します。

１　売払物件　　 □R7-1（加須市花崎字江橋３８８番１外１筆）

□R7-2（加須市騎西字町並１１５１番３外２筆）

※参加する物件に☑してください。

２　入札年月日　　　令和７年７月２８日

加須市長　　　　　　　　様

令和７年　　　月　　　日

　　　　申込者（委任者）　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　氏名（名称、代表者氏名）

* 押印は実印とする　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（注意事項）

１　委任者の印は実印とし、法人にあってはその権限を有する者の印とする。

　２　代理人の印は認印でも差し支えないものとする。ただし、別に定める入札書の印と同じ印鑑を押印するものとする。

土地売買契約書

様式第１８号（第２１条関係）

加須市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、土地・建物の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第１条　甲は、末尾記載の物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買い受ける。

　（売買代金）

第２条　売買代金は、金〇，〇〇〇，〇〇〇円とする。

（売買代金の納入期限）

第３条　乙は、甲が発行する納入通知書により、一括して、令和〇年〇月〇日までに、前条の売買代金を甲の指定金融機関に納入しなければならない。ただし、第６条により契約保証金を売買代金の一部に充当する場合には、売買代金から契約保証金を除いた金額を納入しなければならない。

　（違約金の徴収）

第４条　乙は、前条に定める納入期限までに売買代金を納付しなかったときは、納入期限の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額に年１０．７５％の割合を乗じて計算した金額を違約金として、甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が１００円に満たないときは、この限りでない。

　（契約保証金）

第５条　乙は、この契約締結と同時に契約保証金として、金〇〇〇，〇〇〇円（売買代金の１０％（１００円未満を切り上げた額））を甲の指定する手続により、甲に納付しなければならない。

２　前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

（契約保証金の充当）

第６条　前条第１項の契約保証金は、売買代金の内金として、売買代金の一部に充当することができる。

　（所有権の移転）

第７条　売買物件の所有権は、乙が売買物件について次の全ての要件を満たしたときに甲から乙に移転するものとする。

　（1）　売買代金（売買代金の支払が遅延した場合は、違約金を含む。）を完納したとき。

　（2）　都市計画法（昭和４３年６月１５日法律第１００号）第２９条の許可を得たとき。

　（3）　農地法（昭和２７年７月１５日法律第２２９号）第５条の許可を得、又は届出が受理されたとき。

　（所有権移転登記及びその費用）

第８条　甲は、前条の規定により所有権が移転した後、速やかに所有権移転の登記手続を行うものとする。

２　乙は、前項の登記に必要な書類を甲に提出するものとする。

３ 前２項の登記に必要な登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

　（売買物件の引渡し）

第９条　甲は、第７条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときは、遅滞なく、売買物件を現状のまま乙に引き渡すものとする。

（境界の疑義等）

第１０条　乙は、売買した土地の引渡しを受けた後、当該土地の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものとする。

２　この契約について第三者から異議の申立てなどがあったときは、乙の責任において処理するものとする。

　（危険負担）

第１１条　この契約締結後、売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

　（契約不適合責任）

第１２条　甲は、売買物件が面積の不足など本契約の内容に適合しないことに関して、民法（明治２９年法律第８９号）第５６２条（追完請求）、第５６３条（代金減額請求）、第５６４条（損害賠償の請求及び契約の解除）及び第５６５条（移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合における追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除）に定める責任を一切負わない。

　（用途に関する協議等）

第１３条　乙は、この契約の締結後、直ちに売買物件の土地利用計画について、甲及び関係機関と協議し、都市計画法、農地法その他関係法令の手続きを行わなければならない。

２　乙は、この契約の締結から３年以内に、前項の土地利用計画に係る工事を完了しなければならない。

３　乙は、第１項の土地利用計画に係る工事が完了するまでは、売買物件について売買、贈与、出資等による所有権移転をしてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得れば、売買物件の所有権を第三者に移転することができる。

４　乙は、前項ただし書の規定により所有権を移転するときは、この契約に基づく義務を第三者に承継させなければならない。

　（公序良俗違反）

第１４条　乙は、売買物件を次の公序良俗に反する用途に使用してはならない。

　（1）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団その他反社会的団体の活動その他これに類する用途

　（2）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業及び第５項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する用途

２　乙は、売買物件の利用にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

３　乙は、売買物件を譲渡する場合は、前２項の義務を書面により譲受人に承継させなければならない

　（契約の解除）

第１５条　甲は、乙が次のいずれかの要件に該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

　（1）　乙がこの契約の各条項に違反したとき。

　（2）　乙が、市有地の売払い一般競争入札実施要領に記載された入札参加条件を偽る等、不正な行為により契約を締結したとき。

　　（3）　乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員であると認められるとき、及びそれらとの関係が特に認められるとき。

２　前項の解除に要し発生する一切の費用は、乙の負担とする。

（原状回復義務）

第１６条　乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売場物件の所有権移転登記に係る承諾書を甲に提出しなければならない。

　（返還金等）

第１７条　甲は、第１５条の規定によりこの契約を解除したときは、第３条の規定に基づき支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には、利息は付さない。

２　甲は、第１５条の規定によりこの契約を解除したときは、乙の負担した契約の費用を返還しない。

３　甲は、第１５条の規定によりこの契約を解除したときは、乙が売買物件に支出した費用、有益費その他一切の費用を償還しない。

（契約保証金の帰属）

第１８条　乙が売買代金を完納しないとき、又は第１５条の規定によりこの契約を解除されたときは、第５条の契約保証金は甲に帰属するものとする。

　（契約の費用）

第１９条　この契約に要する収入印紙の費用は、乙の負担とする。

　（公租公課の負担）

第２０条　売買物件の所有権の移転があった日以後の売買物件に関する公租公課は、乙の負担とする。

　（定めのない事項）

第２１条 この契約に定めない事項について必要があるときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその１通を所持する。

　　　年　月 日

　　 加須市三俣二丁目１番地１

甲　　加須市

加須市長　角田　守良

乙

　　　　　　　　　　　　　　実印

物　件　の　表　示

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所　　在　　地 | 登記地目 | 地積（実測）（㎡） |
|  |  |  |